

(自己株式取得について)

当社は、平成28年5月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 取得の内容

- | | |
|----------------|-----------------------------------------------|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 110万株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合1.75%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 30億円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 平成28年6月20日～平成28年7月20日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け |

2. 自己株式取得の目的

株主還元の充実及び資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するためであります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。